

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進に関する手続並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
 - イ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - ウ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
 - エ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物処理施設に関する変更であって、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けるために行う産業廃棄物処理施設の設置
 - イ 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の範囲(産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可を要するもの
 - ウ 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲(特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない特別管理産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可を要するもの
 - エ 産業廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であつて、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの(イ又はウに該当するものを除く。)
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更
- (5) 事業計画者 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置等により、生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域として、第6条の規定により、市長が定める地域をいう。
- (7) 関係住民等 関係地域に住所を有する者その他規則で定める生活環境の保全上利害関係を有する者をいう。
- (8) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民等の間で生じる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、生活環境の保全に関して必要な指導又は助言を行うとともに、市民に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民等の責務)

第4条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に十分配慮するとともに、関係住民等に対し、正確かつ誠実に当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民等は、それぞれの立場を尊重し、相互理解に努めるとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 事業計画者及び関係住民等は、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める物を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物である場合にあつては、その種類)
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(第2条第3号ア及びウに規定する施設である場合にあつては産業廃棄物の積替えのための保管上限、産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果その他の規則で定める事項を記載した書類(以下「生活環境配慮書」という。)を添付しなければならない。

(関係地域)

第6条 市長は、事業計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係地域を定め、これを事業計画者に通知するものとする。

(事業計画書等の公告及び縦覧)

第7条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があった旨その他規則で定める事項を公告し、当該事業計画書及び生活環境配慮書(以下「事業計画書等」という。)を公告の日から1月間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 事業計画者は、前条の縦覧期間内に関係地域内において、事業計画書等の内容について周知を図るための説明会(以下この条及び第23条第2号において「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議して、当該関係地域以外において説明会を開催することができる。

2 事業計画者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、市長に報告するとともに、説明会の開催を予定する日の7日前までにこれらを広告しなければならない。

3 事業計画者は、説明会の開催のほか、事業計画書等を要約した書類の配布その他の方法により、関係住民等に対し、当該事業計画書等の内容を周知するよう努めなければならない。

4 事業計画者は、説明会を開催したとき、及び前項の規定により周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

5 市長は、その職員を説明会に立ち合わせることができる。

(関係住民等の意見書の提出等)

第9条 事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、第7条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日から2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項に規定する期間を経過したときは、同項の意見書に記載された意見の概要(意見書の提出がない場合にあつては、その旨)を記載した書面を事業計画者に送付するものとする。

(事業計画者の見解書の提出)

第10条 事業計画者は、前条第3項の規定により同条第1項の意見書に記載された意見の概要を記載した書面の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該意見に対する事業計画者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事業計画者の見解書の周知等)

第11条 事業計画者は、前条の規定により見解書を提出したときは、説明会の開催その他の方法により、関係住民等に対して当該見解書の内容を周知しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定により周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

(審査結果の通知等)

第12条 市長は、第9条第1項の意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書等について審査し、その結果を審査結果通知書により事業計画者に通知するものとする。

2 事業計画者は、前項の審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置等承認書)

第13条 市長は、前条第2項の規定による報告の内容が相当と認めるときは、規則で定めるところにより、事業計画者に対し、産業廃棄物処理施設設置等承認書を交付するものとする。

2 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあつては、当該許可を申請する前)までに前項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けなければならない。

(事業計画書等の内容の変更)

第14条 事業計画者は、前条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けた後、事業計画書等の内容を変更して産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、第5条から前条までの規定による手続を行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であつて、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業計画の廃止の届出等)

第15条 事業計画者は、事業計画書の提出後、当該事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、第7条の規定による公告の日以後において前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。

(環境保全協定の締結等)

第16条 市長は、事業計画者と関係住民等の間において、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「環境保全協定」という。)を締結することができる。

2 事業計画者及び関係住民等は、前項の規定による求めがあつたときは、環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

3 市長は、環境保全協定の締結に際し、必要な助言を行うことができる。

4 事業計画者は、環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(あつせん)

第17条 事業計画者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかつたときは、規則で定めるところにより、市長にあつせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、あつせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に実施していない者からの申請であるとき、又は紛争の性質上市長があつせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、あつせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を当該あつせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知しなければならない。

- 4 市長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、第21条第1項に規定するさいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。
(あっせんの打ち切り)
- 第18条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。
(産業廃棄物処理施設の変更に係る周知等)
- 第19条 産業廃棄物処理施設を設置した者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について規則で定める変更をしようとするときは、当該変更に係る工事その他の行為に着手する前までに、周辺住民(当該産業廃棄物処理施設の設置等の際に第6条の規定による通知を受けている場合にあつては、関係住民等。次条第2項において同じ。)に対し、説明会の開催その他の方法により当該変更の内容を周知するよう努めなければならない。
- 2 産業廃棄物処理施設設置者は、前項の規定により周知しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 産業廃棄物処理施設設置者は、第1項の規定により周知したときは、遅滞なく、その状況について市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者に対し、第1項の規定による周知の方法等について必要な指導又は助言を行うことができる。
(産業廃棄物処理施設の適正な維持管理等)
- 第20条 産業廃棄物処理施設設置者は、その産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、産業廃棄物処理施設の稼働に伴って生じる生活環境への影響を常に把握するよう努めなければならない。
- 2 産業廃棄物処理施設設置者は、周辺住民の求めに応じ、その産業廃棄物処理施設を公開するよう努めるとともに、産業廃棄物処理施設の維持管理及び生活環境を保全するための取組に関する情報その他の周辺住民が必要とする情報を積極的に提供することにより、周辺住民の理解を深めるよう努めなければならない。
(さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会)
- 第21条 市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員4人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(報告の徴収及び立入検査)
- 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者若しくは産業廃棄物処理施設設置者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所若しくは事業計画者若しくは産業廃棄物処理施設設置者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(勧告)
- 第23条 市長は、事業計画者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業計画者に対し、必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。
- (1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
- (2) 説明会を正当な理由なく開催しないとき。
- (3) 第8条第2項の規定による報告若しくは同条第4項の規定による報告を正当な理由なく行わないとき。
- (4) 見解書を正当な理由なく提出しないとき。
- (5) 第11条第1項の規定による周知又は同条第2項の規定による報告を正当な理由なく行わないとき。
- (6) 第13条第2項の規定に違反したとき。
- (7) 第14条本文に規定する手続を正当な理由なく行わないとき。
- (8) 第15条第1項の規定による届出を正当な理由なく行わないとき。
- (9) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
(公表)
- 第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業計画者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた事業計画者に意見を述べる機会を与えなければならない。
(事業計画が廃止されたものとみなす場合)
- 第25条 事業計画者が第13条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けてから3年以内に当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手しないとき(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあつては、当該許可を申請しないとき)は、当該事業計画について第15条第1項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。
- 2 第15条第2項の規定は、前項の規定により事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす場合について準用する。
(隣接する市の長との協議等)
- 第26条 市長は、第6条の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本市に隣接する市の区域が含まれるときは、当該区域におけるこの条例の手続その他の行為について、当

該隣接する市の長と協議し、必要に応じ当該市の長に協力を求めるものとする。

(適用除外)

第27条 この条例の規定は、移動式の産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物処理施設で規則で定めるものには、適用しない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに第13条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書に相当する書面の交付を受けた事業計画者に係る当該事業計画については、第5条から第18条までの規定は適用しない。